

(5) 相談支援班

生徒指導・教育相談に関わる研修・研究事業を実施するとともに、不登校やいじめ問題、障害及び発達の遅れや偏りに関すること等、教育上の諸課題について教育相談を実施しています。

研修事業

① 専門研修

生徒指導・教育相談に関する基本的な知識・技能の習得と指導力の向上をねらいとして以下の研修を実施しています。

- (ア) コーディネーター研修：教育相談または生徒指導を担当する中堅教員を対象とし、組織運営力を高めることを目的としています。
 - a 生徒指導コーディネーター研修会
- (イ) 担任等研修：学級担任等の教職員を対象とし、教育相談技術の向上や生徒指導上の様々な課題に対応できる力量を身に付けることを目的としています。
 - a カウンセリング技術研修会（基礎コース）
 - b カウンセリング技術研修会（応用コース）
 - c 生徒指導スキルアップ研修会（小中）
 - d 生徒指導スキルアップ研修会（高）
 - e 不登校支援研修会
 - f いじめ問題対応研修会
- (ウ) 学校単位型研修：高等学校を対象として、不登校への組織的対応やケース会議の持ち方、保護者への対応など、学校全体としての共通理解・共通行動等の在り方を学ぶ研修会を目指しています。
 - a 学校単位不登校支援研修会（会場：研修会を実施する学校）

② 総合研修

- (ア) 複雑・多様化する児童生徒の心身の健康問題を踏まえ、教職員の資質向上を目的としています。
 - a 保健教育研修会
 - b 養護教諭スキルアップ研修会
- (イ) 災害後期における児童生徒の様々な不応症症状に対応する支援技術等を学ぶことを目的としています。
 - a 子供のこころサポート訪問支援研修会（会場：研修会を実施する学校）
 - b 子供のこころサポートサテライト研修会（会場：気仙沼、石巻、大崎、名取）

支援・相談事業

① 支援事業

不登校問題対応で各学校を支援する「登校支援ネットワーク事業」と、生徒指導・教育相談対応で各学校を支援するために指導主事を講師として派遣する「指導主事派遣研修」を実施しています。

登校支援ネットワーク事業	指導主事派遣研修
<ul style="list-style-type: none"> ○教育事務所単位研修会 各教育事務所ごと各小・中学校から1名参加 ○学校単位研修会 希望する公立小・中学校の教職員を対象 ○適応指導教室（けやき教室）単位研修会 けやき教室に通所している児童生徒の担任等を対象 	<p>カウンセリングの理論や技法、人間関係づくりの技法、いじめ問題への対応、保護者対応等に関する校内研修等の支援事業として、各学校の希望に応じて教育相談班の指導主事が当該学校を会場にして、講義・演習等の講師を務める。</p>

② 相談事業

「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を開設し、電話または来所での相談に応じています。また、当センターまでの来所が難しい地域を対象として、「定期巡回不登校相談」を実施しています。県内在住の児童生徒及びその保護者、学校関係者が対象です。

(ア) 不登校やいじめ等に関する相談

電話相談 月～金曜日 9時～16時 ※祝休日、年末年始休み		
不登校相談ダイヤル	不登校に関する相談	022-784-3567
子供の相談ダイヤル	子供、家族、教員等からの相談	022-784-3568
24時間子供SOSダイヤル	いじめや子供のSOS全般の相談	0120-0-78310 年中24時間対応

来所相談 月～金曜日 10時～16時	定期巡回不登校相談 ※相談日はWebサイトで確認
不登校等の相談 事前に電話で予約 022-784-3567	不登校や学校不適應に関する相談 事前に電話で予約し「不登校相談申込みカード」を郵送 022-784-3562

(イ) 障害及び発達の遅れや偏り等に関する相談

相談名	内容	申込方法
発達支援 電話教育相談	障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについて、電話による相談を行っています。	発達支援教育相談ダイヤル 022-784-3565 月～金 9時～16時※休日 (祝日等)を除く。
発達支援 来所教育相談	当センターの施設・設備を活用し、各種検査や行動観察等を実施しています。また、専門相談員との連携を図り、専門的、総合的な立場で、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関しての相談を行っています。	①、②とも電話で仮予約し、「発達支援教育相談申込カード」を発達支援班あてに郵送。 相談支援班 022-784-3563 「発達支援教育相談申込カード」は、各学校等に配付している「発達支援教育相談実施要項」または当センターWebサイトより入手できます。
	①当センターの所員による教育相談 月～金 9時30分～16時 ※休日(祝日等)を除く。 ②心理の専門相談員による教育相談 (新規相談者を除きます) 9時30分～12時, 13時30分～16時 ※相談日は総合教育センターWebサイトでご確認ください。 「トップページ — 教育相談 — 発達支援相談 — 「詳しくはこちら」 - 2.発達支援来所教育相談」	
発達支援 定期巡回教育相談	県内9か所を定期的に巡回し、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関しての相談を行っています。 ※相談日は総合教育センターWebサイトでご確認ください。 「トップページ — 教育相談 — 発達支援相談 — 「詳しくはこちら」 - 1.発達支援定期巡回教育相談」	1週間前まで電話で仮予約し、「発達支援教育相談申込カード」を発達支援班あてに郵送。 相談支援班 022-784-3563
発達支援 要請教育相談	保育所、幼稚園、学校、市町村教育委員会の依頼により要請先を訪問し、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教育関係職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関しての相談を行っています。	原則として、あらかじめ「発達支援定期巡回教育相談」または「発達支援来所教育相談」を受けている相談者が対象です。電話で仮予約してください。 相談支援班 022-784-3563